

# マイナンバー制度

## (社会保障・税番号制度)が始まります

10月から住民票の住所にマイナンバー(個人番号)の「通知カード」が郵送され、平成28年1月から、税・社会保障・災害対策の手続きで、マイナンバーの利用が開始されます。



▲内閣府マイナンバー公式PRキャラクター「マイナちゃん」

理されているかを、特定個人情報保護委員会(国の第三者機関)が監視・指導します。

### システム面

▽個人情報是一元管理せず、これまで通り、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署と、分散して管理します。

▽システムにアクセス可能な人を制限・管理し、通信する場合は暗号化します。

### 民間事業者でもマイナンバーを取り扱います

▽税(源泉徴収票の作成手続きなど)や社会保障(健康保険・厚生年金・雇用保険など)の手続きで、従業員などのマイナンバーを記載する必要があります。

▽マイナンバーの取り扱いに当たっては、国のガイドラインを踏まえた対応が必要です。

▽法人には法人番号が通知されます。

### 皆さんにマイナンバーを通知する通知カードを郵送します

通知カードは、一人ひと

### 通知カードイメージ

通知カード	
個人番号	1234 5678 9012
氏名	番号 花子
住所	○県■市△町◇丁目○番地▽号
発行	平成5年3月31日生 性別 女
発行	平成〇〇年〇月〇日 ○市長

りのマイナンバーをお知らせするためのカードで、全国一斉に10月、12月に順次、原則として、住民票の住所に世帯ごとに郵送します。また、郵送は簡易書留郵便となりますので、郵便局の配達時に不在などにより「郵便物等ご不在連絡票」が投函されていた場合には、必ず保管期間内に郵便局で受取手続きを行ってください。

通知カードは紙製のカードで、氏名・住所・生年月日・性別の基本4情報と、マイナンバー(個人番号)が記載されます(右の図)。通知カードはマイナン

### マイナンバーでもっと便利に

- 年金や福祉などの申請で、書類の添付が減ります。
- 行政手続きが、正確で早くなります。
- 適正・公平な課税を実現します。
- 年金などの社会保障を、確実に給付します。

### マイナンバーとは

マイナンバーは、中長期在留者や特別永住者などの外国人を含む住民票を有する全ての人に指定される規則性のない12桁の番号のことです。なお、法人には13桁の法人番号が指定されます。

マイナンバーは、住所変更などにかかわらず、生涯同じ番号を使います。

### マイナンバーは、こんな場面で必要です

### 社会保障関係の手続き

年金・雇用保険の資格取得・確認・給付、医療保険の給付の請求など。

■**税務関係の手続き** 税務署に提出する確定申告書への記載など。

■**災害対策** 防災・災害対策に関する事務、被災者生活再建支援金の給付など。

### マイナンバー制度は、安心・安全な仕組みです

### 制度面

▽法律に定めがある場合を除き、マイナンバーの収集・管理を禁止しています。

▽マイナンバーが適切に管

本文中に記載がないものは、原則として、対象どなたでも、費用無料、申込不要。HPホームページ、Eメールアドレス、地域自治センター、地区市民センター、出張所、生涯学習センター、生涯学習センター、地域のコミュニケーションセンター、市民活動センター

バーを証明する際に使用するもので、顔写真が入っていないため、別途、運転免許証など、顔写真が入った証明書と併せて使用します。今後は住所の異動や各行政機関での手続きに必要となりますので、紛失などしないよう大切に保管してください。

なお、紛失などによる再交付の手数料は、有料となる予定です。

### 住民票の住所と異なる場所に住んでいる人

やむを得ない理由により、住民票の住所で通知カードを受け取ることができない場合は、現在住んでいる場所（居所）を登録すると、そちらに通知カードを送付することも可能です。

### 対象

▽東日本大震災の被災者、DV、ストーカー行為、児童虐待などの被害者で、住民票を残して、別の場所に住んでいる人。

▽長期にわたって医療機関・施設などに入院・入所することが見込まれ、かつ、入院・入所中は住民票の住

所に誰も住んでいない人。

**■申請方法** 9月25日（必着）までに、左の必要書類を添えて、直接または郵送で、住民票のある市区町村へ。

**■必要書類**

- ▽通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書。
- ▽運転免許証や旅券など、登録を行う人の本人確認書類。
- ▽賃貸借契約書や権利書など、現在お住まいの場所に住んでいることを証明する書類。
- ▽代理人の申請の場合、戸籍謄本や委任状など、代理権を証明する書類と、運転免許証や旅券など、代理人の本人確認書類。

### 個人番号カード

個人番号カードは、希望者に交付するICチップを搭載したカードで、氏名・住所・生年月日・性別の基本4情報と、顔写真・マイナンバー（個人番号）・有効期間などが記載されます（右下の図）。

マイナンバーと本人確認の両方を証明できる他、

### 個人番号カードイメージ



e-Taxなどの電子申請を行うことができます。マイナンバーと本人確認の両方を証明できる唯一のカードなので、通知カード同様、大切に保管してください。

なお、初回の交付手数料は無料ですが、紛失などによる再交付の手数料は、有料となる予定です。

▽申請時期 10月から申請を受け付け、平成28年1月から順次交付。

なお、個人番号カード交

付時に、通知カードは返却してください。

▽その他 申請方法など、詳しくは、市民課 ☎(632) 5264へ。

**住民基本台帳カード(住基カード)と公的個人認証サービス(電子証明書)**

平成28年1月からの個人番号カードの交付開始に伴い、住基カードと住基カードを利用した電子証明書の発行・更新手続きを終了します。

**■住基カードと電子証明書の発行・更新手続きの終了日時**

- ▽住基カード 12月28日（月）午後5時まで。
- ▽電子証明書 12月22日（火）午後5時まで。

**■その他** 個人番号カード交付時に、住基カードは返却してください。

●市民課 ☎(632) 2271

**平成28年の確定申告に電子証明書を利用する場合はご注意ください**

28年の確定申告に電子証明書を利用することができません。

個人番号カードの交付申請を行い、住基カードを利用した電子証明書を所有している人は、個人番号カードが交付されるまでの間は電子証明書を利用することができません。

平成28年1月から個人番号カードの交付を開始しますが、しばらくの間は、交付申請が集中すると予想されるため、確定申告時期までにカードの交付が間に合わない可能性もあります。

平成28年1月末までに電子証明書の有効期限が満了となる場合で、平成28年2月3日に電子証明書を利用した確定申告を予定している人は、12月22日午後5時までに住基カードを利用した電子証明書の発行・更新手続きを行うことをお勧めします。

なお、住基カードを利用した電子証明書の発行・更新手続きには、手数料500円が掛かります。

●市民課 ☎(632) 2267

◎この特集についての問い合わせは、行政改革課 ☎(632) 2035へ。